

平成17年度 第3回和歌山市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成17年11月21日(月) 市役所7階 記者会見室		
出席委員氏名	井伊 博行(委員長) 廣谷 行敏 南出 和寛 山西 良子 五十音順		
審議対象期間	平成17年 7月 1日～平成17年 9月30日		
抽出案件(総件数)	建設総務 3件 水道局 1件	議 事 1 入札及び契約手続きの実績状況等の報告 2 抽出工事及び業務に係る経緯等の審議 3 平成17年度第1回入札監視委員会において、検討課題となった事項の報告について	
一般競争入札	建設総務 -件 水道局 -件		
一般競争入札(事後審査型)	建設総務 1件 水道局 1件		
公募型指名競争入札	建設総務 -件 水道局 -件		
指名競争入札	建設総務 1件 水道局 -件		
随意契約	建設総務 1件 水道局 -件		
委員からの意見・質問,それに対する回答	意見・質問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし		

和歌山市入札監視委員会
平成17年度 第3回会議録

<p>議事第1号 入札及び契約手続き の実績状況等の報告</p>	<p>事務局説明</p>
<p>議事第2号 抽出工事及び業務に 係る経緯等の審議</p>	<p>廣谷委員より抽出の経緯について報告</p>
<p>(建設総務課分) [事後審査型一般競争入札] ・ 和歌川終末処理場汚泥焼却炉(旧 炉)撤去工事</p>	<p>事務局(建設総務課)抽出事案の概要説明 委員: 最初の落札予定者については、低入札調査基準価格を下回った入札が行われましたので、ヒアリングを行っていますが、実際に落札した業者はちょうど調査基準価格での入札が行われました。この場合、最初の落札予定者と同様にヒアリングは行っていないのですか。 事務局: 実際に落札した業者については、ちょうど調査基準価格での入札が行われましたので、本市の低入札価格調査の実施要綱に基づき、低入札の調査を行わずに資格確認をした後に落札決定としています。 委員: 調査基準価格と同額であれば、低入札の調査は行わないということですね。 事務局: 調査基準価格を下回る金額で入札がされた場合に低入札調査を行いますので、ちょうど調査基準価格と同額であれば、低入札の調査は行いません。 委員: 調査基準価格を下回る金額の場合は、厳しい低入札調査を行い、調査基準価格と同額であれば、ルールに従って低入札の調査は行わないということですが、今回のように工事の内容がダイオキシンを含む解体工事であれば、調査基準価格を下回らない場合でも調査の必要があるの</p>

ではないですか。

事務局： 低入札の調査については要綱で決まっているために、今回の場合であっても、落札は決定ではありますが、この工事についてはダイオキシン等非常に大きな問題がありますので、施工の段階で、どのような工事を施工していくのかということについて、担当部署の監督者や検査員とともに通常の工事のチェック以上に、厳しく見ていきたいと思っています。

委員： 落札後のチェックも重要であると思うのですが、やはり入札の段階で調査をしておかないと、契約後に問題が出てきても遅いと思うのですが。

委員： 今回のケースでは、100万円の違いで、ある業者は調査を受け、その結果落札者とならず、もう一方の業者は調査を受けずに落札しました。

そのため、100万円の金額の違いであれば、調査を受け落札者とならなかった者と大差ないので、同様に調査が必要ではないのか、という疑問が出てきます。確かに、100万円の違いで調査が不要になり、一般の市民の方々からみればおかしいと感じることもあると思うのですが、それをクリアにするということであれば、調査基準価格を設けている工事については、全件調査しなければならないということになります。そうすると、全件調査できる体制をつくれるのか、という点が問題になってきます。

今回の工事のように社会的危険性がある工事については、金額とは別に調査を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

委員： 調査を行う場合、要綱等できっちりと決められており、機械的に調査を行うということですが、このような特別な工事の場合には例外的に調査を行うという柔軟な対応はできませんか。

<p>[指名競争入札] ・交通安全施設整備工事 （視線誘導標設置）</p> <p>[随意契約] ・青岸クリーンセンター燃焼設備 更新工事</p>	<p>事務局： 今回の工事は解体工事ということで、通常の工事と違い特殊ですので、契約後は現場調査や施工体制台帳により厳しいチェックを行うとともに、落札決定の段階においても、今後の課題として検討していきます。調査基準価格を設定している工事について、すべて調査を行うということは難しいですが、ある工事にしぼって調査を行うことは可能であると思いますので、検討していく余地はあると考えております。</p> <p>委員： この工事は、廃棄物の問題もあるために、今後、この工事がどのように施工され進展していくのかについて、追跡調査を行い、当委員会としても見守っていきたいと思います。</p> <p>事務局（建設総務課）抽出事案の概要説明</p> <p>質疑なし。</p> <p>事務局（建設総務課）抽出事案の概要説明</p> <p>委員： 随意契約ができる場合というのは、いくつかの理由があったと思います。1つは、緊急に施工しなければならない工事の場合。2つは、付帯的な工事等、現契約中の施工者に履行させると有利になる場合。そして、特許・実用新案により施工されている場合等、特定の者と契約を締結をしないとけない場合があります、今回は3番目の理由で、特許・実用新案により施工されているために、その業者でないと施工できなかったということですね。</p> <p>事務局： 今回の工事は7年前に完成した施設の更新工事になっているのですが、もともとの本体工事もこのような特殊な工事のため、通常の工事であれば、設計書を作成し工事の入札を行うのですが、この工事の場合は炉の能力だけを指定して、設計施工、つまり仕様書入札</p>
--	--

<p>(水道局分) [事後審査型一般競争入札] ・脱水機設備改良工事(3期)</p>	<p>を行っています。そのため、業者は自らの技術力を大きく発揮し施工するので、多くの特許や実用新案により施工されます。そういった理由で今回の更新工事は随意契約となりました。</p> <p>委員：耐用年数というのはあるのですか。 事務局：今回の工事する部分については7年です。</p> <p>委員：その耐用年数というのはいかに決まっているのですか。 事務局：厚生労働省が出している本に耐火レンガ等は7年と明記されています。実際、耐火レンガは15センチメートルほどの厚さがあるのですが、年間1センチメートルくらい減っていくそうです。</p> <p>委員：それでは、耐火レンガ以外の部分の設備についても、耐用年数というのはいかに決まっているのですか。 事務局：その他の設備についても、区分され、それぞれ耐用年数が決められています。そのため、耐用年数が経ちますと、その部分の更新工事を行わなければなりません。その更新工事もその業者でなければ施工できないために、随意契約になると考えられます。</p> <p>事務局(水道局)抽出事案の概要説明 委員：入札参加者が2社というのは、少ないと思われませんが。 事務局：去年の入札では3社の参加があったのですが、今回は2社ということになってしまいました。もう少し参加があると思っていたのですが、特殊性のある工事ということで参加が少ないと考えています。</p>
--	---

<p>次回の抽出当番委員について</p>	<p>委員：脱水機で処理した汚泥の処理方法はどのようにしていますか。 事務局：産業廃棄物として処理しています。一部分有効利用もしています。</p> <p>井伊委員長：次回の当番委員は南出委員でお願いします。</p>
<p>議事第3号 平成17年度第2回入札監視委員会において、検討課題となった事項の報告</p> <p>今回の委員会で提案された検討事項について</p>	<p>事務局（建設総務課）より平成17年度第2回入札監視委員会において、検討課題となった事項の報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率と工事成績評定点についての関係 ・和歌川終末処理場汚泥焼却炉（旧炉）撤去工事についての追跡調査（今後検討） ・工事の現場の見学について(今後検討) ・予定価格の積算の方法についての説明について（次回報告）
<p>次回の日程について</p>	<p>事務局：次回（第4回入札監視委員会）の日程については平成18年2月中旬を予定しております。</p>